

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

令和2年7月豪雨

今月3日からの梅雨前線に伴う大雨による被害が各地で発生。現在、長野・岐阜・福岡・熊本・大分・鹿児島[※]の被災地域に災害救助法が適用。引き続き、警戒が必要。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

7/13(月) 先負	ぼん迎え火
14(火) 仏滅	
15(水) 大安	ぼん、所得税の予定納税額の減額申請期限
16(木) 赤口	ぼん送り火
17(金) 先勝	
18(土) 友引	
19(日) 先負	大相撲7月場所初日(東京)

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/6(月)	22,714 △408	107.59 ▼0.11
7(火)	22,615 ▼99	107.63 ▼0.04
8(水)	22,439 ▼176	107.47 △0.16
9(木)	22,529 △90	107.24 △0.23
10(金)	22,291 ▼238	106.84 △0.40

14日から申請開始「家賃支援給付金」

新型コロナの影響を受けた事業者に対する「家賃支援給付金」の申請が今月14日から開始となります。

◎支援対象(①～③を満たす事業者)……①資本金10億円未満の法人や個人事業者(医療法人、NPO法人等も対象)、②本年5月～12月までの売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月の合計が前年同期比30%以上減少」している(昨年創業した場合などの特例あり)、③自らの事業のために他人の土地・建物を占有し、賃料を支払っていること(原則、本年3月31日及び申請日時点で有効な賃貸借契約があり、申請日の直前3ヵ月間の支払い実績がある)。

◎給付額……申請日の直前1ヵ月以内に支払った賃料(一体的に取扱われている管理費・共益費を含む)を基に算定した給付額(月額)の6ヵ月分となり、最大で法人600万円(月額100万円)、個人300万円(月額50万円)を一括支給します。なお、地方自治体から賃料支援を受けている場合は、減額となるケースがあります。

◎算定方法……支払賃料(月額)が法人75万円、個人37.5万円以下の場合は【支払賃料×2/3×6】が給付額となります。また、上記の支払賃料を超える場合、法人は【300万円+(75万円の超過額×1/3×6)※上限600万円】、個人は【150万円+(37.5万円の超過額×1/3×6)※上限300万円】が給付額となります。

◎申請手続等……申請は令和3年1月15日までの間に原則、専用ホームページ上で手続きを行います。なお、給付が確定した場合は貸主又は管理会社にも、その旨のお知らせが送付されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201526

労働者が申請できる休業支援金・給付金

本年4月～9月までの間に事業主の指示により休業した中小企業の労働者(アルバイト等も含む)が休業手当を受けていない場合に、労働者が直接申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の郵送申請が今月10日から始まりました(オンライン申請は準備中)。

これは、労働者からの申請(事業主経由での申請も可能)により、休業前賃金の8割(日額上限1万1千円)を休業期間に於いて本人に支給するものですが、申請に当たっては、事業主と労働者がそれぞれ記入し署名する「支給要件確認書」の作成などで、事業主が協力する必要があります。

なお、申請期限は休業した月で異なります。

マイナンバーの「通知カード」の取扱い

マイナンバーを証明するための紙製の「通知カード」は、本年5月25日に新規発行等が廃止されています(同日以降は「個人番号通知書」を送付)。

廃止後も通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。一方、氏名、住所等の変更がある場合は、マイナンバーカードを取得する、又はマイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書で証明が可能です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

7月14日から受付開始となる「家賃支援給付金」の概要

◆「家賃支援給付金」の概要

新型コロナウイルス感染症を契機とした令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

◎支給対象（以下のすべてを満たす事業者）

(1)資本金10億円未満の中堅・中小法人や、フリーランスを含む個人事業者であること。

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

(2)令和元年12月31日以前から事業による事業収入（以下、「売上」）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3)令和2年5月～12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により「いずれか1ヵ月の売上が前年同月比50%以上減少している」、又は「連続する3ヵ月の売上の合計が前年同期比30%以上減少している」こと。

※売上減少を確認するにあたって要件に当てはまらない場合でも、昨年中に設立した場合や災害の影響を受けている場合、個人事業者から法人化した場合などは特例があります。

※令和2年1月～3月に設立した事業者も給付対象にする方向で検討されています。

(4)他人の土地・建物を自身が営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることへの対価として、賃料の支払いを行っていること。

※原則として令和2年3月31日時点と申請日時点で有効な賃貸借契約があり、申請日より直前3ヵ月間の賃料の支払いの実績がある場合が対象となります。

※賃貸借契約であっても転貸（又貸し）を目的とした取引や自己取引、親族間取引など対象にならない場合があります。

◎給付額

申請日の直前1ヵ月以内に支払った賃料をもとに算定した月額給付額（法人は100万円、個人事業者は50万円が上限）の6倍が給付額となり、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を一括支給します。

【算定方法】

	支払賃料（月額）	給付額
法人	75万円以下の場合	支払賃料×2/3×6
	75万円超の場合	300万円＋（支払賃料の75万円の超過分×1/3×6） ※600万円が上限
個人事業者	37.5万円以下の場合	支払賃料×2/3×6
	37.5万円超の場合	150万円＋（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3×6） ※300万円が上限

※支払賃料（月額）には、賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われている管理費や共益費も含まれます。

※個人事業者の自宅兼事務所については、事業用の部分に限り対象です。

※地方公共団体から賃料にあてるための支援金を受けている事業者は、その支援額と家賃支援給付金の給付予定額の合計が支払賃料（月額）の6倍を上回る場合、家賃支援給付金の給付予定額から超過分が減額されます。

◎申請期間や手続方法

申請期間は、令和2年7月14日から令和3年1月15日までです。期間中のどの月においても申請を行うことができます。

手続は原則として、家賃支援給付金の申請ホームページで行います。

◎給付通知書の送付

事務局が申請の確認を完了し、給付が確定した後に、給付金の振り込みのお知らせ（給付通知書）を申請者に送付するとともに、振り込みを行います。また、賃貸人（かしぬし）又は管理業者にも申請者に対して給付金を振り込む旨のお知らせが送付されます。